

○私立学校の災害状況報告について

昭和五十一年五月一〇日 文管振第一八〇号
文部大臣所轄学校法人理事長、都道府県知事あて 文部省管理局長通知

このことについては、昭和三八年四月五日付け文管振第一二六号文部省管理局長通知「私立学校の災害状況報告について」により、報告を願っているところでありますが、このたび様式等の一部を変更する必要が生じたので、今後は下記により、都道府県にあつては管下の学校法人等の分をとりまとめ、文部大臣所轄学校法人にあつては直接、文部省管理局長あて報告願います。

記

- 1 報告すべき被害は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象又は大規模な火事、爆発、放射性物質の大量の放出並びに多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故により生じたものとする。
- 2 報告の事項は、人的被害に関するもの（様式一）及び物的被害に関するもの（様式二）とする。
- 3 報告の対象となる学校は、学校法人の設置する学校教育法第一条に規定する学校、及び学校法人以外の者の設置に係る私立の盲・ろう・養護学校及び幼稚園とする。
- 4 報告は、災害発生後ただちに概況を電話連絡等により速報し、一週間以内に文書で報告すること。

5 なお、後日災害復旧事業の対象となる場合があるので、被害写真
真はできるだけ多数、鮮明に撮っておくこと。

人的被害に関する報告
 都道府県名又は
 文部大臣所轄学校法人名

区 分	学校数	見 童 生 徒				教 職 員			
		死 亡 人	行方不明 人	負 傷 人	計 人	死 亡 人	行方不明 人	負 傷 人	計 人
小 学 校	校								
中 学 校									
高 等 学 校									
高 等 専 門 学 校									
短 期 大 学									
大 学									
特 殊 教 育 諸 学 校									
幼 稚 園									
計									

(昭和 年 月 日現在)

様式 2

物的被害に関する報告
学校法人名

学校名	所在地	児童・生徒数	被害状況										合計金額								
			建物			土地			工作物		設備										
			全壊 面積	半壊 金額	大破以下 面積	被区分 面積	金額	被害数	金額	被害数	金額										

(昭和 年 月 日 現在)

- (注) 1 建物の被害区分は次のとおりとする。
- 。 全壊 建物が全壊、流失、焼失、埋没等のため、新築復旧を要する状態
 - 。 半壊 全壊には至らないが建物が傾斜し、柱、梁等が折損したもので、傾斜直し、補強等では復旧できず、解体して建直しを必要とする状態
 - 。 大破以下 上記以外の被害により補修を要する状態
- 2 土地の被害区分は、例えば土砂流失、流入、石垣崩壊等の別を記入する。